全柔連発第 26-0398 号
2026 年 10 月 30 日

関係各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長　天野安喜子
（公印省略）

国際柔道連盟試合審判規程改正の一部変更について（通知）

拝啓　時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本連盟の諸事業に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年１月、国際柔道連盟（IJF）より国際柔道連盟試合審判規程（以下「IJF 規程」という。）の改正が公表され、同月以降に開催される国際大会から適用されております。

このたび、IJF Referee Commission メンバー並びに IJF 主催大会の審判員へ向けた映像を通じて、「有効」の判定に関する追加的な運用が示され、2026 年６月以降の国際大会において適用されております。

本運用は、現時点では SOR（Sport and Organisation Rules）内の「IJF REFEREEING RULES」に明文化されておりませんが、国際大会における判定基準との統一を図るため、本連盟主催大会においても同様の運用を適用することといたしました。

なお、本運用については、2026 年９月 12 日（土）・13 日（日）に開催した「2026 年度全日本ジュニア柔道体重別選手権大会」から適用しておりますので、関係者への周知をお願いいたします。

敬具

記

1.「有効」の定義について

受の臀部の下に脚が入っている場合であっても、両臀部で着地した場合は「有効」とする。

また、受の身体がやや前方を向いた状態での着地についても、「有効」として認められる。



⇒



2.「第18条第1項3　柔道衣・頭髪の乱れおよび遅延行為による指導」について

第18条第1項3 柔道・頭髪の乱れおよび時間の浪費による指導
柔道上衣、下穿き、帯を正しく着用し、髪をしっかり結んでおくことの責任は各選手にある。選手は、試合場へ入場退場する際は、柔道衣を正しく着用し、髪も正しく結った状態でなければならない。試合中に柔道衣の上衣下穿き、帯または髪が乱れた場合、選手は速やかに正しい状態に戻さなければならない。これは「待て」から「始め」までの間または試合中断中のいずれの時点でも行うことができる。

以下の行為は禁止される：
- 審判員の許可なく帯または下穿きの紐を解いたり結び直したりすること
- 意図的に自身の柔道衣を乱すこと
- 意図的に相手の柔道衣を乱すこと
- 審判員の許可なく髪を解くこと
- 髪を結ばずに放置すること

試合中の意図的な遅延行為は認められない。
遅延行為には、以下が含まれるが、これに限定されない。
- 寝姿勢において動作が完了した後、速やかに立ち上がらないこと
- 直ちに開始位置に戻らないこと
- 髪の整えや結び直しに過度な時間をかけること
- 柔道衣の上衣の整え、または帯・下穿きの整えや結び直しに過度な時間をかけること
- 審判員が時間の浪費とみなすその他の行為
- 上記の行為の組み合わせ

本条に記載されたいずれかの行為が発生した場合、一回目は罰則の対象とはならない。

32. 主審は、本条に記載された行為（同一の行為であるか異なる行為であるかを問わず）が、その後再度発生した場合、その選手に「指導」を与える。

以上

【問い合わせ先】公益財団法人全日本柔道連盟　大会事業課
電話　03-3818-4392　メール　shinpan@judo.or.jp